

規制シート

(別紙1)

090196201040001

平成28年1月21日

| | | | |
|----------------------------|--|--------------------------------|-----------------|
| 規制の名称 | 家庭用品品質表示の国際統合化 | 所管府省 | 消費者庁 |
| 根拠法令等 | 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号) | 担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名 | 消費者庁表示対策課長 真淵 博 |
| 規制目的 | 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護すること。 | | |
| 規制内容の概要 | 一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち品質識別が著しく困難であり、かつ品質を識別することが特に必要なものであって政令で定めるものを家庭用品と定義し(第2条第1項)、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定めており(第3条)、当該事項等を遵守しない事業者に対し、表示等に関する指示及び公表(第4条)並びに命令(第5条～第7条)を行うことができる。また、この法律に基づき、必要な限度において、報告の徴収及び立入検査(第19条)を行うことができる。 | 関連する予 算 | — |
| 規制の最近の改 廃経緯 | — | 関連する政 策評価結果 | — |
| 規制を維持、改革 又は新設する理 由 | 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において①「政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。」、②「各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。」、③「消費者の利益の擁護及び増進の観点の基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法(下位規範を含む。)を英文化する。」とされたことを受け、政令、内閣府令及び告示の改正に向けて作業を行っている。 | 規制の維 持、改革又 は新設の別 | 改革 |
| (規制を改革する 場合の改革の方 向性) | 上記①について、家庭用品の品目指定の在り方を見直し、政令において全品目を指定することを改め、政令では一部の品目を定めるに留め、その他の品目については内閣府令で定めることとするよう政令及び内閣府令の改正作業を行っている(平成28年4月1日施行予定)。②及び③については、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品各分野の事業者等と、専門的・技術的観点から実現可能性のある改正の方向性を具体的に検討し、素案の策定を行っているところである。また、③に関連し、国際規格に合わせてJIS規格が改正されたことを受け、平成27年3月に洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程を改正し公布したほか、現在電気冷蔵庫に関する電気機械器具品質表示規程の改正作業も行っている。 | | |
| 見直し条項 | — | | |
| 次の見直し時期 | 平成32年度 | | |

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

| | |
|--|----------|
| <p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p> | <p>—</p> |
| <p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p> | <p>—</p> |
| <p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p> | <p>—</p> |